

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案
規制の名称	ベンジルアルコールに係る労働者の健康障害防止のための規制強化
規制の区分	新設
担当部局	労働基準局安全衛生部
評価実施時期	令和2年9月
規制の目的、内容及び必要性	<p>【現状及び問題点】 ベンジルアルコールは、塗装業等において、幅広く取り扱われている。一方、当該化学物質は、一定の有害性を有しており、今般当該化学物質による労働災害事案が多発している。 このため、令和2年度に専門家、実務者等による検討を行ったところ、当該化学物質を譲渡し、又は提供する者に対して、容器、包装等への名称等の表示及び文書の交付、並びに当該物質を製造し又は取り扱う事業場におけるリスクアセスメントの実施が必要であるとの結論を得た。</p> <p>【規制の目的、内容】 当該化学物質によるばく露防止等の健康障害防止対策を充実するため、当該化学物質を労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)別表第9に掲げる名称等を表示し、又は通知すべき有害物に位置づける改正を行う。これにより、当該化学物質を譲渡し、又は提供しようとする者は、容器、包装等に名称等を表示し、相手側に対して一定の危険性又は有害性について記された文書(以下「SDS」という。)を交付するとともに、事業者がこれらの化学物質を製造し、又は取り扱うときにはリスクアセスメントの実施を行うことを義務付ける(以下これらの規制を合わせて「本規制」という。)</p> <p>【規制の必要性】 令別表第9の創設以降、政府の行ったGHS分類において一定の有害性があることが確認されており、また、今般当該化学物質による労働災害事案が多発している。したがって労働者の職業性疾病等の発症による健康障害防止のために本規制を実施する必要がある。</p>
直接的な費用の把握	<p>本規制により、事業者等に新たな措置を義務付けることに伴い発生する主要な費用は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器・包装への表示(年間数万円～) ・SDSの交付(数千円～) ・リスクアセスメントの実施(数百円～) <p>国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。 ※ 国において、当該化学物質に係るモデルSDSは既作成であることから、行政の費用が増加することはない。</p>

直接的な効果(便益)の把握	<p>【労働者への便益】 当該化学物質のばく露の防止等により、労働者の職業性疾病等の発症による健康障害を防止することができる。</p> <p>【事業者への便益】 健康障害防止措置を実施することにより、労災の補償リスクを低減することができる。また、労災補償保険法による保険給付の総量が抑えられることにより、事業者全体にとって、保険料負担の軽減につながるものである。</p> <p>【国民全体への便益】 労働者の健康確保と事業者の経営の安定化が図られる。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	特になし。
費用と効果(便益)の把握	<p>本規制の便益は、労働者の職業性疾病等の健康障害の防止に資することである。</p> <p>費用については、アクリルアミド等他の危険物・有害物に対しても既に同様の規制を図っており、今回の規制も同様の枠組みのものであることから、行政の費用が増加することはない。また事業者については遵守費用は増加するものの、労災の補償リスクの低減等の便益を得ることができることから、本規制による義務付けは適当と判断する。</p>
代替案との比較	<p>本規制の便益は、労働者の職業性疾病等の健康障害の防止に資することである。</p> <p>費用については、アクリルアミド等他の危険物・有害物に対しても既に同様の規制を図っており、今回の規制も同様の枠組みのものであることから、行政の費用が増加することはない。また事業者については遵守費用は増加するものの、労災の補償リスクの低減等の便益を得ることができることから、本規制による義務付けは適当と判断する。</p> <p>一方、代替案(国の通達による行政指導)では、対策を取る事業者については本規制と同様、遵守費用が発生するにもかかわらず、事業者に法的な義務を伴わないことから、企業で必要な対策が十分に実施されず、そのため、労働者の職業性疾病等の健康障害防止について効果が限定される。</p>
その他の関連事項	本規制を検討する段階で、本事前評価を活用し、本規制が妥当であると判断した。
事後評価の実施時期等	米国労働衛生専門家会議等の国際機関等における職業ばく露限界値等の評価の見直し、ベンジルアルコールによる労働災害の多発等の場合に見直しを行う。なお、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)を踏まえ、当該見直しが行われない場合は、最長でも5年以内に事後評価を実施する。